

～林野庁共済組合の組合員のみなさまへ～

令和3年
4月分から予定

掛金率改定のお知らせ

林野庁共済組合の短期経理の財政は、収入及び支出並びに積立金の状況から、令和3年度においても安定的な財政運営が見込まれるため、短期掛金率及び福祉掛金率の改定を行いません。

なお、介護掛金率につきましては財務省指示により下記の変更を行いますのでお知らせします。

今後も短期経理の収支均衡を図りつつ、共済組合の適切な運営を確保するためにも、組合員の皆様のご協力をお願いいたします。

【新しい掛金率】

区分	改定後（予定）〔単位：‰〕				現行〔単位：‰〕			
	短期	福祉	介護	計	短期	福祉	介護	計
一般組合員	33.39	0.94		34.33	33.39	0.94		34.33
うち40歳以上60歳未満	33.39	0.94	7.87	42.20	33.39	0.94	8.73	43.06

介護掛金については、介護保険制度において40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

※掛金率の変更については、今後3月に開催される運営審議会に諮ったうえで、共済組合の定款改正の手続きを行います。